

## 同一入札への参加制限基準（資本関係・人的関係）について

大牟田市（大牟田市企業局を含む。）が発注する建設工事及び測量・調査・設計等の業務委託において、資本関係又は人的関係がある複数の者が同一入札へ参加することは、公平・公正な入札の執行が阻害されるおそれがあるため、次の基準に該当する場合、一定の入札への参加を制限します。

### **1 同一入札への参加を制限する基準**

次のいずれかに該当する場合、「基準に該当する場合の取扱い」による対応を行います。

#### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が再生会社法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除きます。

ア 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社をいいます。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者以上の場合。ただし、アについては、会社の一方が再生会社等である場合を除きます。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

#### (3) その他の関係

前2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### **【親会社等及び子会社等の定義】**

親会社等 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの。親会社等は、組合（JVを含む）及び個人を含む。

子会社等 会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの、子会社等は、組合（JVを含む）を含む。

#### **【役員の定義】**

株式会社の代表権取締役

取締役（社外取締役を含まない。）及び委員会等設置会社における執行役

組合の理事長

監査役、執行役員及び組合の理事、監事は対象外

### 共同企業体の取扱い

共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に上記に掲げる関係があった場合同一入札に参加することができません。ただし、基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外である場合を除きます。

### 組合と組合員の取扱い

中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等共同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員に該当する場合、同一入札へ参加することができません。

ただし、組合が入札に参加せず、複数の組合員が当該入札に参加する場合は、除きます。

#### 【組合の定義】

事業協同組合 事業協同小組合 火災共済協同組合 信用協同組合  
共同組合連合会 企業組合

## 2 基準の確認方法

入札参加申請受付時に、業者等に「資本関係・人的関係調書」を提出していただき、把握します。

## 3 公告等への掲載

一般競争入札において、「入札公告日から契約締結の日までの期間において、入札に参加する他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がない者とする」の旨を入札公告に入札に関する条件として明示します。

指名競争入札において、「基準該当者のした入札は無効とする」旨を指名競争入札通知書に入札に関する条件として明示します。

## 4 基準に該当した場合の取扱い

- 1 一般競争入札の場合、基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認後に事実が判明した場合は、無効として取扱います。
- 2 同一入札に参加する複数の者の関係があった場合には、無効の入札として取扱います。
- 3 入札に至るまでに、基準（共同企業体及び組合員の取扱いを含む。）に該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とならないものとします。
- 4 系列関係の基準に違反して、虚偽等により入札を行い、落札者に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者については、契約の解除、指名停止等の対象となる場合があります。

この取扱いは、平成31年4月1日から施行し、平成31年8月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。